

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(伏見税務署長)

平成28年3月17日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・京都地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成27年7月3日判決、本資料265号-106・順号12689)

判 決

控訴人(原告)	甲
同訴訟代理人弁護士	湯川 二郎
同	丸山 紳
同	高谷 滋樹
被控訴人(被告)	国
同代表者法務大臣	岩城 光英
処分行政庁	伏見税務署長 山本 弘志
被控訴人指定代理人	清水 真人
同	小銭 慎司
同	松山 修
同	中村 芳一
同	西尾 維子

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が控訴人に対して平成24年11月28日付けでした平成23年分の所得税の更正処分のうち、翌年以降に繰り越す株式等に係る譲渡損失の額を3196万8863円から813万9478円とした部分を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

本件は、控訴人が、平成23年中に、外国証券会社への売委託により行った株式等の譲渡損失の額について、平成24年法律第16号による改正前の租税特別措置法(以下「租税特別措置法」という。)37条の12の2が規定する特例(以下「本件特例」という。)が適用されるとして平成23年分の所得税の確定申告をしたところ、処分行政庁は、これを認めず、平成24年11月28日付け更正処分(以下「本件更正処分」という。)を行い、翌年以降に繰り越す

株式等に係る譲渡損失の額を控訴人申告に係る 3 1 9 6 万 8 8 6 3 円から 8 1 3 万 9 4 7 8 円と更正したため、控訴人が、処分行政庁の属する国に対し、本件更正処分のうち上記更正に係る部分が違法であると主張してその取消しを求める事案である。

原判決は、控訴人の請求を棄却したため、控訴人が控訴した。

- 1 法令の定めは、次に付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄中の第 2 の 2（2 頁 1 8 行目から 4 頁 1 6 行目まで）のとおりである。

3 頁 4 行目末尾を改行して、次のとおり加える。

第 2 6 条

1 項「両締約国の権限のある当局は、この条約の規定又は両締約国が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の規定の実施に関連する情報を交換する。情報の交換は、第 1 条 1 の規定による制限を受けない。一方の締約国の権限のある当局から特に要請があった場合には、他方の締約国の権限のある当局は、文書（帳簿書類、計算書、記録その他の書類を含む。）の原本の写しに認証を付した形式で、この条に基づく情報の提供を行う。」

- 2 前提事実は、原判決「事実及び理由」欄中の第 2 の 3（4 頁 1 7 行目から 6 頁 9 行目まで）のとおりである。
- 3 争点と争点に関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄中の第 2 の 4（6 頁 1 0 行目から 1 4 頁 8 行目まで）のとおりである。

第 3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。
- 2 争点（1）（本件特例は、憲法 1 3 条ないし 1 4 条に違反するか）についての判断は、次に付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄中の第 3 の 1（1 4 頁 1 0 行目から 1 9 頁 2 行目まで）のとおりである。ただし、次のとおり、訂正する。

ア 1 7 頁 2 1 行目の「ものであって、」に続けて、「国内において」を加える。

イ 同頁 1 0 行目及び 2 3 行目から 2 4 行目の「所得税法 2 2 5 条」を「所得税法 2 2 5 条 1 項 1 0 号」と改める。

ウ 1 8 頁 5 行目の「とのとの」を「との」と改める。

- (1) 控訴人は、同じ銘柄の株式の売委託を国内で登録している本件特例対象事業者（第一種金融商品取引業者）に対して行えば本件特例が適用されるのに対し、国内で登録していない外国証券業者に対して行えば本件特例が適用されないということになるのは、個人として立法の上で最大の尊重を必要とする国民を合理的理由なく差別し、本件特例対象業者以外の業者に対する売委託によって上場株式等の譲渡損失を被った国民に過重な税負担を強いるものであるから、憲法 1 3 条（公平原則）及び同 1 4 条 1 項（平等原則）に違反すると主張する。

しかし、本件特例は、売委託する者や取引業者の人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、その適用不適用を区別しているものではなく、国内で登録している本件特例対象事業者に対する株式の売委託に係る取引と国内で登録していない外国証券業者に対する株式の売委託に係る取引との間で適用・不適用を異にしているにすぎない。

そして、本件特例が不合理であるとか公正・公平に欠けるところがあるとしてもできないのは、上記判断のとおりである。

- (2) 控訴人は、上記判断のうち、本件特例の立法目的を、証券市場の活性化を図りつつ、株式

等の取引に基づく譲渡所得について適正・公平な課税を実現することにあるものとする点について、証券市場の活性化を図るとするのが、個人金融資産を預貯金から株式へ移動を促すことにより間接金融から直接金融を中心とした金融構造に転換を図ることにより、民間投資の促進を促すことにあるのであれば、それは我が国の証券市場の活性化に限定されるものではないから、本件特例の主たる立法目的を我が国の証券市場の活性化であるとする事はできないと主張する。

ア しかし、①平成13年6月21日に取りまとめられた経済財政諮問会議の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（いわゆる「骨太の方針」）」には「証券市場の構造改革」として、「市場監視・取締体制の充実、インサイダー取引や株価操縦等不公正取引に対するルールの明確化、会計基準・会計監査を一層厳格化することなど、インフラの整備も必要である、さらに、個人投資家の市場参加が戦略的に重要であるとの観点から、その拡大を図るために、貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切り替えなどを踏まえ、税制を含めた関連する諸制度における対応について検討を行う」とされていたこと（乙21）、②第153回国会財務金融委員会における政府側の説明も、透明性、公平性の高い証券市場を構築し、併せて税率の引き下げや損失繰越制度を導入することにより、税負担やリスク負担の緩和を図ることにより、一般の個人投資家が安心して証券市場に参加できる環境整備をするというものであったこと（乙20）、③貯蓄優遇から投資優遇へ金融のあり方を切り替え、株式の株式等譲渡益課税の申告分離課税への一本化により透明性・公平性の高い証券市場の構築に資するとともに、税率の引下げや損失繰越制度の導入によりリスク負担等の緩和に配慮するなど、国民が安心して証券市場に参加できる環境の整備を図り、もって証券市場の構造改革に資するという観点から、「租税特別措置法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第134号）が成立し、上場株式等に係る譲渡所得等について改正が行われ、従来は原則としてなかったものとみなすとされていた株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額について「証券業者又は銀行への売委託により行う上場株式等の譲渡」等に限り、一定の要件の下で、その損失の金額をその年の翌年以後3年以内の各年分の株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除できるとされたこと（乙8）、④この繰越控除制度が、租税特別措置法37条の12の2による本件特例とされていることが認められる。

イ これらの経緯からすれば、本件特例は、我が国の個人投資家が安心して国内の証券市場に参加して投資できる環境を整えることにより、国内の証券市場の活性化を図り、ひいては日本経済の再生ないし活性化を図ることを立法目的とするものであったと認められ、外国の証券市場の活性化までを図ったものではないと認められる。国際化の進展によって、今日では国内外の証券市場が一体として機能しているとしても、およそ外国の証券市場の環境を整えることまでを予定したものとはいえないから、上記立法目的の認定を左右するものではない。

ウ そうすると控訴人の上記主張は理由がない。

- (3) 本件特例が、支払調書制度が適用される本件特例業者への売委託による株式等の譲渡損失に限定されていることについて、控訴人は、支払調書は、税制全般の公平性を確保する目的で創生され運用されているものであるところ、本件特例の立法過程において、適正公平な課税の実現が立法目的であると議論されたことはなく、上記限定は不合理であると主張する。

ア しかし、①昭和63年12月の税制改正時において、株式等の譲渡による所得に対する課税について、適正・公平な課税を実現するため、分離課税制度や支払調書制度等が採用されたこと（乙4、6、7）、②支払調書作成及び税務署長への提出の各義務は、支払調書制度等が採用された際は、証券業に関する大蔵大臣の免許を受けた株式会社及び外国証券業者等に課せられており（乙4）、本件更正処分時においては、「その株式等の譲渡について売委託・・・を受けた金融商品取引法第2条第9項に・・・に規定する金融商品取引業者又は同条第11項に規定する登録金融機関」（平成23年法律第82号による改正後の所得税法225条1項10号、同法224条の3第1項2項）に課せられていたこと、③平成13年11月の税制改正において、株式等の譲渡損失の繰越制度が創設されたが、その対象は、内閣総理大臣の登録を受けた証券会社等への売委託により行う上場株式等の譲渡に限定され（乙8）、本件更正処分時においては、本件特例業者への売委託による株式等の譲渡損失に限定されていたことが認められる。

以上の経緯からすれば、本件特例が、対象を本件特例対象業者に限定したのは、支払調書制度が適用されるため、適正・公正な課税を実現することができることにあったものと解される。

イ 控訴人は、本件特例の制度趣旨が支払調書の提出による譲渡損失の正確な把握が可能であることにあるのであれば、同じく支払調書が提出されない取引であるにもかかわらず、登録業者の日本国外の本支店への売委託には本件特例の適用があり、非登録業者である外国証券業者への売委託には本件特例の適用がないのは、合理的な理由がない差別であると主張する。

しかし、本件特例は、上記のとおり、国民が安心して我が国の国内証券市場に参加できる環境を整え、国内証券市場の活性化を図ることを目的とするものであるから、国内における上場株式等の譲渡について支払調書が提出されることを想定して本件特例を定めたとしても、不合理であることが明らかであるとはいえない。

ウ そうすると、控訴人の上記主張は理由がない。

(4) 控訴人は、税務当局が日米租税条約を通じた情報交換等により得られる情報は支払調書と何ら変わりがないから、支払調書による場合と上場株式等の譲渡による所得についての捕捉の程度が相当程度異なるのは明らかであるとする事はできないと主張する。

ア しかし、上記のとおり、本件特例は、国内証券市場の活性化を図ることを目的とするものであるから、租税条約に基づく情報交換により外国から情報を得ることができることまでを考慮しなければ不合理であるとはいえない。また、租税条約に基づく情報交換は、すべての国・地域から情報を得られるものではなく、その情報の正確性も担保されているものではないことからすれば、支払調書と同視することもできないというべきである。

イ 控訴人は、繰越控除制度は、所得税における必要不可欠な制度であるから、上場株式等の譲渡という純資産の増減の把握が容易な対象について、更にその対象を制限することは不合理であると主張するが、所得税法70条1項も、純損失の繰越控除について、青色申告書を提出している年におけるものに対象を限定していることに照らすと、国内における上場株式等の譲渡について支払調書が提出されるものに対象を限定することも不合理とはいえない。

ウ そうすると、控訴人の上記主張も理由がない。

- 3 争点（２）（本件特例は、憲法８４条に違反するか）、争点（３）（本件特例は、日米租税条約ないし憲法９８条２項に違反するか）、争点（４）（本件特例の解釈・適用に関する違法性の有無）についての判断は、原判決「事実及び理由」欄中の第３の２～４（１９頁３行目から２２頁１８行目まで）のとおりである。
- 4 よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第１１民事部

裁判長裁判官 山下 郁夫

裁判官 杉江 佳治

裁判官 吉川 慎一